

## 障害者割引の区分

この表は、

- ・厚生省の通知（1982年1月6日）「身体障害者に対する旅客鉄道会社等の旅客運賃の割引について」
  - ・厚生省の通知（1991年9月24日）「知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」
- の内容を元に記載しています。

実際の鉄道、バスの割引は、これと異なる場合があります。

### 1. 障害者手帳の種類

対象者	手帳の名称	備考
身体障害者	身体障害者手帳	
知的障害者	療育手帳	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳	割引対象外の場合もあり

<解説>

身体障害者と知的障害者に関しては、厚生省の通知に基づき、鉄道、バス事業者での割引が行われている。  
また国土交通省は2012年に、届け出により精神障害者割引ができるよう路線バスの標準運送約款を改正している。

### 2. 対象区間

対象線種	割引対象区間
鉄道線	単独乗車の場合、片道100kmを越える区間
自動車線	乗車キロ程に関係なく対象とする

<解説>

鉄道会社は、これに基づき短距離での単独乗車を認めていない場合が多い。  
一方、バス事業者は、「自動車線」に準じ、距離に関わらず単独乗車を認める場合が多い。

### 3. 割引対象の乗車券の種類（鉄道線）

手帳種別 ／乗車券種	第一種	第二種 (※1)
普通乗車券		
定期乗車券		
回数乗車券		

障 = 障害者  
介 = 介護者

(※1) 第一種、第二種の区分は、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載する。

(※2) 介護者は、障害者当人と同一の乗車券を同時に購入し、同一区間、同一の便に乗車する場合に限る。

(ただし、介護者に通学定期券は発券できず、通勤定期券のみとする)

(※3) 小児の定期券に割引はなく、介護者のみ割引。

<解説>

第一種と第二種の区分は、鉄道等の割引をするためだけの基準。(障害の級数ではない)

割引の考え方は、介護者を伴わなければ旅行ができない障害者に対し、実質的に一人分の運賃で移動できるというのが基本。従って、一人の場合は、高額になる長距離利用でないと割引が適用されない。

### 4. 割引率

券種	割引率	備考
各種乗車券	5割	
定期乗車券	5割	自動車線の定期乗車券は3割
小児定期券	割引なし	つまり通常の小児定期券と同額

<解説>

障害者割引（介護者を含む）の基本は、5割引き。ただし、自動車線の定期券は3割引きで、バス事業者はこれをベースにしている場合が多い。